

# 平成28年度 社会福祉法人府中市社会福祉協議会 事業計画

## 基本方針

府中市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的団体として「みんなが主役！地域で支えあうまちづくり」の実現のために、本年度も第3次地域福祉活動計画「あったか府中ささえあいプラン」を柱に、小規模な地域での住民相互の支えあい活動の推進や住民が主体的に活動できるしくみづくりに取り組んでまいります。

取組にあたっては、より身近な生活圏域の中で地域住民や地域のさまざまな団体が自ら生活課題に気づき、共有し、ともにその生活課題を解決していく「わがまち支えあい協議会（地区社協）」を設置するとともに、制度の狭間にある困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を図るため、地域福祉コーディネーターによる個別支援と地域支援を推進します。また、本年度が第3期の初年度となる指定管理者制度に基づく管理運営事業では、関係法令を遵守したより質の高い施設運営に努めるとともに、利用者の立場に立った高品位なサービスの提供と困難ケースなどへの対応に積極的に取り組みます。さらにサービス提供を通じて地域の福祉課題を把握し、新たなサービス開発につなぐなど、地域住民から信頼される社協らしい公共性の高い経営を行ってまいります。

法人運営面では、会員及び市民の信頼・期待に応えられるよう地域に開かれた組織として、住民参加のための支援を徹底し、運営の透明性と中立性、公平性の確保を図るとともに、すべての役員及び職員は、関係法令、規範、倫理を遵守し、福祉サービスの利用者に対しては、親切、丁寧、分かりやすい説明に努めてまいります。また、情報公開や説明責任を積極的に果たすとともに、福祉サービスの提供においては、より高度な専門性に裏付けられた業務の遂行と事業評価を適切に行い効果的で効率的、かつ安定した経営を行ってまいります。

平成28年度の事務事業の推進にあたっては、府中市をはじめ府中市自治会連合会、府中市民生委員児童委員協議会などの各種機関、団体とより一層連携を深め地域福祉が着実に前進するよう次の重点項目を柱として取り組んでまいります。

### 1 第3次地域福祉活動計画の推進

「みんなが主役！地域で支えあうまちづくり」を基本理念とした第3次地域福祉活動計画「あったか府中ささえあいプラン」の2年目として、「住民が主体となって地域の課題を解決するしくみづくり」が実現できるよう事務局体制のより一層の強化と職員の資質向上に努めます。また、人材育成や情報発信などの実施により、活動計画がより実効性のあるものになるよう努めます。

### 2 わがまち支えあい協議会（地区社協）の推進

第3次地域福祉活動計画の柱である「わがまち支えあい協議会（より身近な生活圏域の中で、地域住民や地域のさまざまな団体が自ら生活課題に気づき、共有し、ともにそ

の生活課題を解決していくしくみ)」の設置を進めてきましたが、本年度、押立・車返団地地区「わがまち支えあい協議会（地区社協）」が本格稼働します。他地区においても設置を進めるため、より実効性のある住民主体の「準備委員会」への移行を進めるとともに、各地域の特色を取り入れた基盤となる組織づくりを地域福祉コーディネーターと連携し進めます。

### 3 地域福祉コーディネーター活動の推進

制度の狭間の問題や地域の困りごとに対し、専門機関とのパイプ役として地域福祉コーディネーターが横断的に連携し、問題解決に取り組んでいきます。また、一人ひとりに寄り添った生活支援（個別支援）を行うとともに、その当事者の困りごとを地域住民が地域全体の問題として認識し、解決にむけて取り組める活動（地域支援）を、「わがまち支えあい協議会（地区社協）」の中で提案し、地域力を高めるための取組を実践していきます。

### 4 会員制度の充実

従来から進めてきた福祉協力員制度を見直し、より充実した会員制度となるよう昨年度より、わがまち支えあい協議会に一本化し会員制度の充実強化に努めているところですが、この組織が軌道に乗るまでの間、一時的な会員加入率の低迷が予想されることから、職員による街頭での普及宣伝活動の展開や各種団体・企業等への訪問による加入依頼を積極的に行うなど、制度改革による影響がでないよう努めます。

### 5 指定管理者制度に基づく管理運営事業の充実

府中市立ふれあい会館、府中市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンター及び府中市立心身障害者福祉センターの3施設が、平成28年度から平成32年度までの5年間（ふれあい会館は、平成29年度までの2年間）、指定管理者制度に基づく管理運営事業の再指定を受けましたので、第3期指定管理期間の初年度として、これまで以上に職員の資質向上やコスト削減等に取り組むとともに、関係法令を遵守した透明性の高い施設運営とサービスの向上に努めます。

### 6 若年認知症に係わる知識の普及啓発

若年認知症の症例は少なく若年で発症するため、家族の生活に直結する課題が多くあります。最近では、若年認知症の周知が進んだため、発見が早くなり、府中市内でも複数のケースが把握されています。こうしたことから、相談支援を行う専門職や若年認知症の家族を対象に、若年認知症の当事者、家族に対する理解を深めていただくための研修会を開催します。また、研修会参加者の専門職と家族による定期的な交流会や情報交換の場を設けるとともに、相談支援体制の充実を図り、若年認知症の普及啓発に努めます。

## 7 成年後見人養成事業の充実

後見業務の担い手を拡大するため、社会貢献的な精神に基づき、後見業務に取組意欲をもつ市民を対象に講習を行います。また、その修了者を後見活動メンバーとして登録することにより、市民後見人に対する理解を深め、活動意欲を保てるよう連絡会やフォローアップ研修を実施するなど、これまで培ったノウハウを活かし市民後見人の受任件数の拡大を図ります。

## 8 利用料金制度導入に伴う質の高い業務運営の実施

市立心身障害者福祉センター条例の改正に基づき、機能訓練事業、作業生活実習訓練（生活介護）事業、児童発達支援事業及び緊急一時入所事業に利用料金制度が導入されますので、新たな重要事項説明書等に基づく利用料金及び給食費等の適切な収受事務を行い、公平で質の高いサービスの提供に努めます。

## 9 人材育成と事務局機能の向上

### (1) 人材育成と各部門間の連携強化

第3次地域福祉活動計画を進めるため、(ア) 部署にかかわらず社協職員としての意識の共有、(イ) 次世代を担う職員の育成など、人材育成を推進するための内部研修を開催するとともに、各課を跨ぐ共通課題（人事、文書、経理、BCP等）について、効率的で組織的な解決と各部門間の連携を図るため、職員による課題別検討委員会を設置し事務局機能の向上に努めます。

### (2) 各種外部研修への参加促進

職員の国家資格等の取得や更新研修、また業務に必要な研修等への受講を支援するとともに、地域福祉コーディネーターの養成を積極的に進めます。

## 事業計画

### I 社会福祉事業

#### 1 地域福祉活動推進事業

##### (1) 法人運営事業

##### ア 組織運営事業

##### (ア) 役員会等活動（担当 地域福祉部・在宅福祉部）

当協議会は、地域福祉を推進する中核的団体として、地域に開かれた組織体制を確立するため、社会福祉、保健衛生その他関連のある公私関係者の参加や協働による法人運営を行う。

事項	目標	概要
a 理事会	回数 年6回 ・出席率の向上に努める。 (80%以上の確保)	法人の運営及び事業計画、会計予算等の決定及び事業を推進する。

b 理事等協議会	回数 随時	法人運営及び業務に関する重要事項の中で会長がその時々の特に重要と認める事項について協議する。
c 評議員会	回数 年2回 ・出席率の向上に努める。 (80%以上の確保)	法人の予算、決算、事業計画及び事業報告等を議決する。
d 監査	回数 年2回 ・監査資料の研究に努める。 ・指摘事項の早期改善に努める。	理事の業務執行の状況及び法人財産の状況の監査を行う。
e 第三者委員	回数 年1回(随時) ・苦情処理の迅速かつ適切な対応に努める。	苦情の受付や苦情申出人と苦情解決責任者との話し合いへの立合い、助言や解決案の調整を行う。
f 情報公開審査会	回数 年1回(随時) ・迅速かつ適切な対応に努める。	文書の不開示決定等に対する異議申出の調査審議を行う。
g 個人情報保護審査会	回数 年1回(随時) ・迅速かつ適切な対応に努める。	個人情報の開示等請求の不承認等決定に対する異議申出の調査審議を行う。
h 広報編集委員会	回数 年12回 ・地域に密着した内容や特集記事の掲載に努める。	広報紙「ふちゅうの福祉」の企画、編集等を行う。
i 表彰審査会	回数 年1回 ・表彰の公平性に努める。	表彰規程に基づき、市民表彰・会員表彰・役職員等表彰の被表彰候補者を審査する。
j 地域福祉活動計画推進委員会	回数 年2回 ・活動計画の円滑な推進に努める。	活動計画の進行管理及び評価を行う。
k 府中ボランティアセンター運営委員会	回数 年2回 ・地区社協構想と連動したボランティア活動推進に努める。	ボランティアセンターの円滑な運営とボランティア・市民活動の推進を図るための検討を行う。
l は～もにい運営委員会	回数 年2回 ・就労継続支援事業を推進する。	は～もにいの運営方針及び事業に関して検討する。
m 権利擁護センターふちゅう運	回数 年2回 ・センターの円滑な運営に	権利擁護センター事業の運営方針の検討及び事業に関する指導・助言等を行

営委員会	努める。	う。
n 権利擁護センターふちゅう事例検討会	回数 年 6 回 ・ケースへの対応力の向上に努める。	成年後見制度等の支援に係わる事例及び制度活用に関する仕組み等を検討する。
o 法人後見受任検討委員会	回数 年 1 回 ・受任事案の検討の場として内容の充実を図る。	法人後見に関する基準や仕組み及び法人後見受任を検討する。
p 府中市市民後見人推薦委員会	回数 随時	権利擁護センターふちゅう事例検討会で検討され、市民後見人がふさわしいと判断された事案について、市民後見人候補者の選考及び推薦を行う。
q 心身障害者福祉センター運営委員会	回数 年 2 回	心身障害者福祉センターの運営及び事業計画に関して、当協議会に意見具申を行う。
r 心身障害者福祉センター子ども発達支援センターあゆの子児童発達支援事業判定会議	回数 年 1 回以上 ・適正・公平な運営を行う。	通所基準及び通所優先順位等の検討を行う。

(イ) 内部会議 (担当 地域福祉部総務課・在宅福祉部)

事 項	目 標	概 要
a 役職員会議	回数 年 14 回	会務の執行を円滑に推進するために開催する。
b 部内会議	回数 年 24 回	役職員会議で決定した事項を適切に処理し、各課での課題等を検討し、各事業の円滑化を図るために開催する。
c 業務連絡会	回数 年 60 回	役職員会議で決定した事項を適切に処理し、実施の円滑化を図るために開催する。
d 係長主任会議	回数 随時	役職員会議で決定した事項を適切に処理し、当協議会全体業務の連絡調整を行うために開催する。
e 衛生委員会	衛生委員会 回数 年 4 回 事業場衛生委員会 回数 年 24 回	職場の安全衛生及び職員の健康管理に関する事項を調整し、審議するために衛生委員会及び事業場衛生委員会を開催する。

(ウ) 法人運営 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a 情報公開	・運営の透明性、中立性及び公平性の確保を図るため情報公開に努める。	情報公開規程に基づく開示申出、個人情報保護規程に基づく自己情報開示請求に対応する。
b 苦情解決	・提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努める。	苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置による苦情解決を行う。
c ふれあい募金箱の設置	設置数 62 件 ・募金箱の増設に努める。	ふれあい募金箱を市内の文化センターや店舗等に設置し、自主財源の確保に努める。
d エコキャップ収集	回収量 5,000 kg 2,000,000 個 換金額 75,000 円 ・実施方法の検討を行う。	市内の小中学校・自治会等と連携し、ペットボトルキャップ（エコキャップ）の資源リサイクルを実施する。

(エ) 事務局機能 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a 職員研修の実施	階層別研修 新任研修 随時 全体研修 随時 総務研修 随時 地域福祉研修 随時 障害者就労支援研修 随時 権利擁護研修 年 10 回 心身障害者福祉センター研修 基本研修 年 4 回 児童発達支援事業研修 年 12 回 子ども発達支援研修 年 12 回 作業生活実習訓練研修 年 12 回 機能訓練研修 年 12 回 地域生活支援研修 年 12 回 就労支援研修 年 12 回	質の高いサービス提供に向けて、東京都社会福祉協議会や関係機関が実施する研修会等に参加するとともに、内部研修を実施し、職員の基本的・専門的能力の向上に努める。

	しみずがおかサービスセンター研修 通所介護・介護予防通所介護及び認知症対応型通所介護研修等 年 16 回 介護予防支援及び地域包括支援等研修 年 36 回 ケアサポートセンター研修 年 18 回 ・専門分野での必須研修等の把握を行う。	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(オ) 会員管理 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a 会員募集	個人会員 3,500 件 団体会員 300 件 会費収入目標額 500 万円	財政基盤の確立をはかるため、会員増強に努める。
b 普及宣伝	・駅頭でのPR活動を行う。回数 年 12 回 ・関係機関・団体へのPRを行う。年 12 回 (随時)	会員の増強を図るため、当協議会のPRに努める。

(カ) 表彰関係 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a 表彰式	・公正かつ適正な被表彰候補者の選出に努める。	表彰規程に基づき、賞状を授与する。

イ 調査・研究・企画・広報事業

(ア) 調査・研究活動 (担当 地域福祉部・在宅福祉部)

事 項	目 標	概 要
a 各種委員会の開催	委員会数 12 回	効率的な組織や事業経営を行うため、各種委員会等を開催するなど調査研究等を行う。
b 職員による課題別検討委員会の設置	回数 随時	効率的で組織的な解決と各部門間の連携を図る。
c SNSの研究	・実施に向けて研究を行う。	SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) 等の新たな情報発信・

		情報収集の方策を検討する。
--	--	---------------

(イ) 広報発行 (担当 地域福祉部・在宅福祉部)

事 項	目 標	概 要
a ふちゅうの福祉の発行	隔月に発行する。	当協議会の活動が市民の方々に理解されるよう発行する。
b まちづくりニュース (仮称) の発行	回数 年 6 回 発行部数 18,000 部	ボランティアセンターニュースをまちづくりニュース (仮称) に改め、広く小地域での福祉活動や地域のボランティア活動等の紹介を行う。
c 機関紙の発行	年 2 回 600 部 年 4 回 6,600 部 年 3 回 3,900 部	・ケアサポート通信を発行する。 ・しみずがおかだよりを発行する。 ・センター新聞ともだちを発行する。
d 有料広告の掲載	有料枠 (1 回) 6 枠 広告料 720,000 円	「ふちゅうの福祉」(全戸配布) に有料広告を掲載する。

(ウ) 普及宣伝 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a パンフレットの発行等	当協議会のしおり 必要に応じて配布 各種地域行事での P R 随時 社協の各種講演会等での P R 随時	当協議会のしおり、パンフレット等を作成し配布する。また、桜まつり、商工まつりや各地域のイベント、社協の各種講演会などを通して、P Rに努める。
b ホームページ等による情報提供	アクセス数 18,000 件 ・定期的な更新に努める。	福祉関係情報の提供を行う。

ウ 連絡・調整事業

(ア) 施設団体等連絡調整 (担当 地域福祉部・在宅福祉部)

事 項	目 標	概 要
a 関係機関・団体等との連絡調整	・府中市をはじめとする各関係機関・団体等と連携を深め地域福祉が着実に前進するよう努める。 随時	府中市や東京都社会福祉協議会等が主催する会議に出席し、連絡調整を行う。
b 団体への協力	団体数 2 団体	・赤い羽根共同募金運動に事務局として協力する。 ・府中市居宅介護支援事業者連絡会の事務局として運営に協力する。
c 招待事業等の	件数 年 5 件	他団体からの招待事業について、福祉



調整	・各種団体との連絡調整事業の役割を担う。	関係団体等へ周知するとともに参加者の取りまとめなどの連絡調整をする。
d 後援・協賛	回数 年 20 回	福祉に寄与することを目的に実施する団体等の活動に対して、後援・協賛を行う。
e 寄付物品の取次	回数 随時	市内の個人・団体等から寄せられた物品等を市内の福祉施設等に取次を行う。

エ 基金運営事業

(ア) 基金運営 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a 基金運営	・効率的、効果的な基金運用を図る。	基金規程に基づく基金の運用を行う。

(2) 地域福祉事業

ア 地域福祉事業

(ア) 福祉まつり (あったか府中ささえあいまつり) 事業

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 福祉まつり (あったか府中ささえあいまつり)	参加者数 延 25,000 名 ・幅広い年齢層に参加してもらう機会を提供する。	「みんなが主役！地域でささえあいまちづくり」をテーマに、わがまち府中のさまざまな人たちがお互いを知り合う機会をとおり、交流を深める。

(イ) ふれあい福祉センター事業 (担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係)

事 項	目 標	概 要
a ふれあい福祉センター事業	・相談体制を整え、必要なサービスへつなぐ。	市民が気軽に何でも相談できる福祉相談窓口を設置し、専門機関との連携により、電話相談・訪問相談等を行うとともに、情報を収集及び提供する。
b 福祉機器等リサイクル事業	・迅速な調整と長期登録者へのフォローに努める。	不必要となった福祉機器等をリサイクルし、必要とする方に情報提供する。

(ウ) 「わがまち支えあい協議会 (地区社協)」推進事業

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 「わがまち支えあい協議会 (地区社協)」推進事業	地区数 1 地区	地区社協モデル事業として始まった押立・車返団地地区の準備委員会を、「わがまち支えあい協議会」としてスタートする。
b わがまち支えあい協議会 (地区社協)	地区数 10 地区 回数 各地区年 10 回	地域住民、団体等、誰もが気軽に参加できるわがまち支えあい協議会 (地区社協)

区社協) 準備委員会 の開催		協) 設置に向けて準備委員会を各地区で 開催する。
-------------------	--	------------------------------

(エ) 地域福祉コーディネーター活動事業

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係—コーディネーター)

事 項	目 標	概 要
a 生活支援コー ディネーターに よる支援	市内全域 1名配置	地域課題や地域情報の集約、課題解決 のための集いの場(協議体)の設置、課 題解決のために開発が必要なサービス の提案などを行う。
b 地域福祉コー ディネーターに よる支援	各文化センター圏域に1名 ずつ配置 個別支援 年200回 地域支援 年200回	制度の狭間にある困りごとを抱えて いる方の社会的孤立の解消を図るため、 「わがまち支えあい協議会(地区社協)」 に地域福祉コーディネーターを配置し 住民主体の地域づくりを進める。

(オ) ふれあいいきいきサロン(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a サロン交流会	回数 年1回	サロン活動者、これから立ち上げよう としている人、興味のある人を対象に交 流会を行い、地域の支えあい活動を広め る。
b サロンマップ 連絡会	回数 年3回	サロン活動のネットワークづくりの ための連絡会を開催する。
c サロンマップ の会	回数 年10回	分野を越えたサロンマップの作成と 作業を通してサロン活動者同士の関係 づくりを行う。

(カ) 地域福祉リーダー養成研修

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 地域福祉リー ダー研修	回数 年1回	「わがまち支えあい協議会(地区社 協)」の中心的な役割を担う人材を育成 するとともに、市民の関心と気運を高め る。
b 地域なんでも 相談員研修	回数 年2回	地域住民とのパイプ役を担っていた だけるよう相談員の育成を行う。

(キ) 火災見舞事業(担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a 火災見舞	件数 随時 ・被災者に社協を理解して	火災等の災害を受けた被災者又はそ の遺族に対して被災状況に応じ、見舞

	いただく。	金、弔慰金を贈る。
--	-------	-----------

(ク) 緊急援護事業 (担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 緊急援護	件数 随時	事情により、帰宅に要する交通費の援護を求める生活困窮者に府中市福祉事務所を通じて緊急援護費を支給する。

イ 児童福祉事業

(ア) 保育園園外行事助成事業 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a 芋畑等の借上げ	団体数 20 団体	私立保育園児の園外行事助成事業として、芋畑等を借り上げ、自然に親しむ機会を提供する。

ウ 高齢者福祉事業

(ア) おはようふれあい事業 (担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 乳酸飲料の配付	利用者数 65 名	70 歳以上の病弱な一人暮らしの方に、乳酸飲料を届けながら声かけを行い、安否を確認する。

(イ) 敬老マッサージ事業 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
a マッサージの無料奉仕	参加者数 80 名	敬老行事として、府中市はり灸マッサージ師会、大國魂神社及びボランティアの協力により、75 歳以上の方にマッサージの無料サービスをする。

エ 心身障害者福祉事業

(ア) 配食サービス事業 (担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 配食サービス	配食数 650 食 利用者数 15 名 ・実施方法の見直しを行う。	福祉施設等に在籍している一人暮らしの心身に障害のある方又は心身に障害のある方のみの世帯で、公的な食事サービス等の利用ができない方に、ボランティアにより配食サービスをする。

オ 在宅福祉サービス事業

(ア) ハンディキャブ貸出事業 (担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 貸出し事業	登録者数 200 名 貸出件数 100 件	高齢者や身体に障害のある方で、車いすを使用している方や福祉関係団体等にハンディキャブ (車いす移動車) の貸

		出しをする。
--	--	--------

(イ) 福祉有償運送事業 (担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 福祉有償運送	登録者数 100 名 移送件数 150 件	高齢者や身体に障害のある方で車いすを使用していることなどにより、公共交通機関を利用することが困難な方に運転協力者がハンディキャブ等で移送する。

(ウ) 車いす等貸出事業 (担当 地域福祉部総務課・権利擁護課)

事 項	目 標	概 要
a 車いすの貸出	車いすステーション 拠点数 13 ヲ所 貸出件数 300 件 ・貸出体制の整備と長期利用者へのフォローを行う。	身体に障害のある方や自治会等の福祉増進及び啓発のための行事等に使用する場合、無料で車いすの貸出しをする。
b テントの貸出	貸出件数 5 件	自治会や福祉団体、ボランティアグループ等が開催する福祉関係行事などにテントの貸出しをする。

(3) 在宅福祉助け合い (有償福祉サービス) 等事業

高齢者や心身に障害のある方などが自立した生活を送れるよう住民参加型による相互扶助 (利用会員、協力会員) の精神を生かした生活援助及び介護支援サービス等を行う。

ア 助け合い事業

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係—コーディネーター)

事 項	目 標	概 要
(ア) 会員状況	利用会員数 500 名 協力会員数 600 名	サービスを利用する方は利用会員、サービスを提供する方は協力会員として登録いただき、当協議会がコーディネートを行う。

(ア) 生活援助・介護支援・家庭支援サービス等事業

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係—コーディネーター)

事 項	目 標	概 要
a 生活・健康相談事業	相談事業 訪問相談件数 4,000 件 電話相談件数 9,000 件 来所相談件数 100 件 生活援助事業	利用会員や協力会員からの相談を伺い、相談内容により関係機関との連絡調整を行う。 地域で安心して暮らせるよう、生活援助サービス (掃除・洗濯・買い物・食事

活動件数	15,000 件	づくり等)や介護支援サービス(食事・移動介助等)、家庭支援サービス(庭掃除、草花の水やり等)等を行う。
介護支援事業 活動件数	3,000 件	
家庭支援事業 活動件数	2,000 件	

(イ) 食事サービス事業

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係—コーディネーター)

事 項	目 標	概 要
a 食事サービス	昼食数 1,300 食 夕食数 9,000 食	利用会員を対象に業者による昼夜の食事サービスを毎日行う。

(ウ) 生きがいつくり事業

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係—コーディネーター)

事 項	目 標	概 要
a 料理クラブ	回数 22 回 参加者数 88 名	利用会員を対象に協力会員が生きがいつくり事業を実施する。

(エ) 養成・基礎・研修事業

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係—コーディネーター)

事 項	目 標	概 要
a 養成・基礎・研修	ボランティア・協力会員入門研修 回数 年 12 回 レベルアップ研修 回数 年 2 回 懇談会 回数 年 1 回	新たに協力会員として活動を始めた方のための入門研修並びに協力会員の技能向上を図るためレベルアップ研修等を実施する。

イ 認知症見守り等支援事業(市受託事業)

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係—コーディネーター)

事 項	目 標	概 要
(ア) 認知症見守り等支援	利用者数 80 名 延時間数 350 時間 ・市と連携しサービス内容の検討を行う。	認知症傾向の症状により日常生活を営むことに支障がある方(在宅福祉助け合い事業の利用会員)に、在宅生活の安定及び向上並びに介護している家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、対象者の見守り、話し相手及び散歩の付添を行う。

ウ 民間賃貸住宅あつ旋・居住保証事業

(ア) 民間賃貸住宅あつ旋事業

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係—コーディネーター)

事 項	目 標	概 要
a 民間賃貸住宅 あつ旋	相談件数 20 件 ・関係機関との連携を強化 する。	住宅に困窮する高齢者世帯及び心身に障害のある方がいる世帯に、東京都宅地建物取引業協会府中稲城支部の協力により民間の賃貸住宅をあつ旋する。

(イ) 居住保証事業

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係—コーディネーター)

事 項	目 標	概 要
a 居住保証	相談件数 40 件 申請件数 30 件 保証件数 30 件 ・関係機関との連携を強化 する。	住宅に困窮する高齢者世帯及び心身に障害のある方がいる世帯に、賃貸借契約に係わる保証人が得られない場合、当協議会が保証人となる。

(4) ボランティア活動推進事業

ボランティア活動やNPO団体等の市民活動を支援するため、府中ボランティアセンターを運営する。

ア 市民啓発推進事業

(ア) 普及宣伝 (担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 情報の提供	ふちゅうの福祉への掲載 回数 2 回 各種行事でのPR活動 回数 4 回	ボランティア活動に関する普及宣伝を行う。

(イ) 各種活動支援 (担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

さまざまな人材を活用するため、技術や趣味などをもっている方にボランティアとして登録してもらい、市内の施設や団体・企業等とのつながりを推進する。

事 項	目 標	概 要
a 相談支援事業	相談件数等 ニーズ相談件数 750 件 ボランティア 相談件数 850 件 窓口業務件数 7,200 件 児童生徒のボランティア 活動普及事業関係 相談件数 2,450 件 その他 相談件数 1,000 件	ボランティア活動をしたい方と必要とする方、及びNPO団体等の市民活動団体等の市民活動団体や企業等からの相談を受け、助言、援助、連絡調整等を行う。
b 交流事業	連絡会の開催	地域における市民の自主的な活動を

	回数 2回	促進するため、ボランティアグループ等の活動紹介を行うなど、地域でのボランティア活動を共有する。
c ボランティアへの活動支援	・登録ボランティア活動状況及び登録状況の把握 活動者実態調査人数 1,100名	登録ボランティアの名簿及び活動状況の管理やボランティア活動に対する実態調査を実施し、ボランティアが円滑に活動できるよう受給調整等の支援を行う。

#### イ 養成研修事業

(ア) ボランティア講座の開催 (担当地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)  
新たにボランティアを始めたい方のための各種入門講座やボランティア経験のある方やボランティア活動を継続的に行っている方などを対象にボランティアリーダー研修などの専門講座を開催する。

事 項	目 標	概 要
a ボランティア協力会員入門講座	回数 年12回	新たにボランティアを始めたい方のための入門講座(協力会員基礎研修と同時開催)を行う。
b ボランティア専門講座	回数 年1回 参加者数 30名	必要性の高いテーマに基づく研修を開催する。

(イ) ボランティア体験の開催 (担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 夏のボランティア体験学習	夏のボランティア体験 参加者数 380名 親子ボランティア体験 参加者数 65名	小学生と保護者・中学生・高校生・大学生等や市民を対象に夏のボランティア体験、一日ボランティア体験を開催し、体験学習による福祉の理解やボランティア活動のきっかけづくりの場を提供する。また、体験をとおした感想文の発表会を開催する。
b 企業研修への協力	回数 年1回	企業が実施する新任研修への協力を行う。

(ウ) 福祉教育の推進 (担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 児童生徒のボランティア活動普及事業協力校	指定校数 40校 連絡会の開催 回数 年2回	福祉教育を推進するために、協力校の指定をし、活動の助成を行う。
b 児童生徒のボランティア活動紹介展	回数 年2回 ・ボランティア活動紹介展の開催及び市民協働まつり	ボランティア活動普及事業協力校で行われているボランティア活動の紹介展を開催する。また、市民協働まつりへ出展

	りへの出展を行う。	する。
c 教職員に対する研修会	府中市市立小・中学校教職員研修 回数 1回 出席者数 50名 ・福祉教育への理解を深める研修会を開催する。	小学校・中学校の教員に対する研修会や高等学校関係者の情報の共有化を図るための講座等を開催する。
d 出張ボランティア教室	車いす、ガイドヘルプ体験など 回数 40回 参加者数 2,000名 講師の派遣など 回数 40回 参加者数 2,400名 ・地域の社会福祉法人等の関わりを促し、福祉教育を地域で深められる活動に移行する。	出張ボランティア教室を実施し、学校や企業、自治会等の団体が行う福祉活動を支援する。

(エ) 災害支援ボランティア（防災ボランティア）の推進

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
a 各種訓練	水防訓練 回数 年1回 総合防災訓練 回数 年1回 災害ボランティアセンター運営訓練 回数 年1回 ・災害時に備えた各種訓練を実施する。	各関係機関との連携による研修や訓練を実施し、災害支援ボランティアの育成に努める。

(5) 地域福祉活動助成金交付事業

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
ア 地域福祉活動助成金交付	交付団体数 44団体	地域課題を住民が主体となって解決する活動を行っている福祉活動団体に活動費の一部を助成する。

(6) 生活福祉資金貸付事務受託事業（東社協受託事業）

(担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)



低所得世帯、障害者世帯や要介護高齢者世帯に、生活の安定と経済的自立を図ることを目的に貸付けと必要な相談支援を行う。

事 項	目 標	概 要
ア 福祉資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者に寄り添った相談対応と申請手続きを実施する。</li> <li>・地域福祉コーディネーターと連携し金銭的支援にとどまらない相談者世帯の生活再建に向けた支援を行う。</li> </ul>	生業・出産・療養等の具体的な利用目的がある場合に該当する資金の貸付けを民生委員の相談援助活動により行う。
イ 教育支援資金		学校教育法に規定する高校、専門学校、大学等の授業料や入学する際に必要な入学金の貸付けを民生委員の相談援助活動により行う。
ウ 緊急小口資金		緊急かつ一時的に困窮している世帯が資金の貸付けによって、その後の生活及び償還の見通しが立つ場合に貸付けを行う。
エ 総合支援資金		収入の減少や失業等により、生活に困窮する低所得世帯を対象に生活を立直しするための生活費及び一時生活再建費等の貸付けを行う。
オ 不動産担保型生活資金		一定の居住用不動産を有する低所得世帯及び要生活保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行う。

(7) その他の市受託事業 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
ア 身体障害者福祉電話使用料助成	利用者数 37名	18歳以上の身体に障害のある方等に、電話の基本料金と月60通話分の使用料を助成する。

(8) 福祉サービス利用援助事業 (東社協受託事業)

ア 地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

(担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係)

事 項	目 標	概 要
(ア) 地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じた対応ができるよう、課内の事例検討の充実を図る。</li> <li>・利用者を中心とした関係機関とのネットワークを築く。</li> <li>・専門員、生活支援員の連</li> </ul>	福祉サービス利用援助契約に基づき、判断能力が不十分な高齢者、障害のある方及び老後に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス等を行う。

	携のもと、事業の基本である定期支援を安定的に実施し、利用者の把握に努め、状況に応じて福祉サービスの見直し等の対応ができるようにする。	
(イ) 生活支援員連絡会	回数 年2回 参加者数 各20名	生活支援員に向けて情報発信を行いつつ、各生活支援員が意見交換を図る機会を提供する。

(9) 福祉サービス利用者総合支援事業

ア 府中市福祉サービス利用者総合支援事業（市受託事業）

(担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係)

事 項	目 標	概 要
(ア) 利用者サポート事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談体制の充実を図る。</li> <li>関係機関と連携し相談者を支援する。</li> </ul>	福祉サービス利用支援、苦情相談、成年後見制度利用相談等の専門相談事業を実施するとともに、成年後見制度の利用が適切にできるよう支援する。
(イ) 福祉サービス利用援助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>該当する事例がある場合、契約に向け調整を図る。</li> </ul>	高齢者及び身体に障害のある方を対象に府中市福祉サービス利用援助事業を実施する。
(ウ) ふくし法律相談	ふくし法律相談 回数 年6回 <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて苦情相談に対応し、解決方法への助言を行う。</li> </ul>	弁護士による「ふくし法律相談」及び苦情対応（調整）を行う。
(エ) 利用相談	相談件数 年2,800件	成年後見制度の利用相談を行う。
(オ) 普及啓発	関係者研修 回数 1回 参加者数 80名	講演会等の主催や各団体・機関が主催する学習会等への職員派遣を通して成年後見制度の普及啓発に努める。

イ 成年後見推進機関事業（市受託事業）

(ア) 成年後見人養成事業（担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
a 成年後見人養成	養成講習 回数 1回 受講者数 10名 <ul style="list-style-type: none"> <li>修了後のフォローアップのための連絡会、研修会を実施し、受任につながる</li> </ul>	成年後見制度の利用を促進するための体制整備及び事業の実施を支援し、成年後見人の活動を行う人材を育成する。

	るまでのモチベーションの維持向上に努める。	
--	-----------------------	--

ウ 成年後見制度講演会（担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 講演会	回数 年 3 回 参加者数 各 40 名	権利擁護センターふちゅうの普及啓発活動の総論・入門編として、元気なうちに自ら備えておく必要があるさまざまな取組を中心に、講演会を実施する。

エ 成年後見制度入門講座（担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 成年後見制度入門講座	回数 全 5 回 参加者数 各 30 名 ・開催場所、夜間開催などをいくつかのバリエーションを盛り込みながら気軽に参加できる開催方法を工夫し、より多くの市民へ制度の周知を図る。	質疑を介した補足説明の場の提供により双方向性を重視した、少人数を対象とする成年後見制度入門講座を実施する。

オ 出前講座（担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 出前講座	回数 年 20 回	成年後見制度の普及啓発を図るため、市民団体・グループ等の依頼により出前講座を行う。

カ 後見人等連絡会（担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 後見人等連絡会	回数 年 2 回 ・参加者を増やすため事業の周知方法の検討を行う。	地域の社会資源のネットワーク構築、後見人同士の情報交換と懇談の機会を提供する。

キ 成年後見申立て支援（担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 成年後見申立て支援	・相談体制の充実を図る。 ・相談員の質の向上を図る。 ・普及啓発体系の検討実施を行う。	申立て書類の作成、申立て同行等の申立てに関する支援を実施する。

ク 法人後見・法人後見監督（担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 法人後見・	法人後見	・法人として成年後見人等を受任する。

法人後見監督	件数	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人が選任された場合、後見監督人を受任する。</li> <li>・法人後見受任検討委員会を運営する。</li> </ul>
	法人後見監督 件数	6件	
	・該当する事案が出た場合速やかに対応する。		

ケ 独自事業 (担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係)

事 項	目 標	概 要
(ア) 権利擁護基金による助成	・該当する事案が出た場合速やかに対応する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度申立て費用、後見人等の報酬の助成及び地域福祉権利擁護事業利用料を助成する。</li> <li>・市民後見人の育成・支援・報酬の助成事業を行う。</li> </ul>
(イ) あんしん支援	・老い支度の普及と共に事業を周知し契約者につなげる。	入退院時の手続きや入院時の身のまわりの手伝い、体調不良時の金銭管理、また、万が一亡くなった場合の葬儀埋葬までの事務手続き等を実施する。
(ウ) 成年後見人地域支援	・該当する事案が出た場合速やかに対応する。	成年被後見人が地域生活を継続するため、成年後見人と当協議会が契約している地域福祉権利擁護事業の支援に困難が生じた場合、福祉サービスの利用支援及び日常的な金銭管理サービスを行う。

(10) 地域包括支援センター推進事業

ア 地域包括支援センター推進事業

市内に設置されている地域包括支援センターの充実に必要な地域包括支援ネットワークの構築を図るための事業を実施する。

(ア) 認知症対策事業 (担当 地域福祉部権利擁護課権利擁護係)

事 項	目 標	概 要
a 認知症タウンミーティング	回数 年1回 出席者数 250名 ・認知症の当事者や家族を地域でどのように支えるのか、具体的に考え活動する市民を増やす。	認知症高齢者や若年認知症の普及啓発をはじめ、認知症そのものの理解を深める活動を通して、市民の地域での見守りの意識向上を図る。
b 未来ノート・出前講座	販売数 800冊 ・未来ノートを改訂し、内容の充実を図る。	府中版「未来ノート～私の生き方整理帳～」を普及啓発するとともに、老い支度の普及啓発を図るため、市民団体・グループ等への出張講座を行う。
c 介護者の会の	回数 60回	認知症高齢者や若年認知症の普及啓

活動支援	参加者数 440名 ・介護者の会のネットワーク化を目指す。	発をはじめ、介護者や応援ボランティアの拡充を図るとともに、市民意識を高めるための介護者の会の活動を支援する。
d 住宅改修研修	回数 1回 (2回シリーズ)	高齢者向け住宅の増改築に関する相談助言及び地域包括支援センター等の住宅改修担当職員と住宅改修事業者を対象とした研修を行う。
e 支援センターシステムの管理	・円滑なシステムの運用をめざす。	府中市と市内11地域包括支援センターを結ぶシステムの円滑な運用に資するための管理を行う。
f 生活後退者支援	支援件数 1件	府中市と市内11地域包括支援センターとの緊密な連携により対象者の把握及び調査を実施し、生活後退者の支援を行う。
g 古い支度カレッジ	回数 1回 (5回シリーズ) ・未来ノート公開講座と関連して開催する。	認知症高齢者や若年認知症の普及啓発をはじめ、成年後見制度、遺言や葬式事情等の普及啓発の機会として、古い支度カレッジを開催する。
h 若年認知症普及啓発事業 【新規事業】	・若年認知症の当事者、家族に対する理解を深め、相談支援体制を充実する。	相談支援を行う専門職や若年認知症の家族を対象に研修を実施する。また、専門職と家族で定期的に情報交換できる場づくりを行う。

## 2 心身障害者福祉センター管理運営事業

市内に居住する心身障害者（児）の福祉増進及び文化教養の向上を図り、併せて市民との連携を深めながら社会参加と自立を助長する事業を実施する。

### <重点目標>

1 サービス向上のための研修計画とOJT
職員研修の基本形態である「上司や先輩が、部下や後輩に対して、職務を通じて、職務に必要な態度・価値観、知識・情報、技術・技能等を指導育成するすべての活動（OJT）」の考え方を共有し、推進体制を明確化することでチーム力を向上させる。 具体的には、研修計画実施要綱を作成し、研修計画（単年度）を基に、個人研修計画及び評価シートの作成に取組、育成面接を行う。
2 各種マニュアル等の見直し
気づきシート及び事故報告書による事業やサービスのモニタリングをとおして、事業やサービスの改善を図る。 また、事業・サービス質の向上や標準化を図るため、マニュアル（消防計画、感染症予防マニュアル等）及び修繕記録と修繕見込みの整備に取り組む。

#### (1) 指定管理事業

ア 管理運営事業（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター管理係）

事 項	目 標	概 要
a 管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕記録と修繕見込を整備する。</li> <li>・貸出事業等多くの市民が利用できるよう検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉センターの施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。</li> <li>・多くの市民へ事業PRを行う。</li> </ul>

イ 児童発達支援事業

（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター子ども発達支援係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 通園部門 a 在籍者数	在籍児数 33名 延利用児数 5,000名 開園日数 210日	発達に遅れや偏りのある就学前の子どもを対象に、児童発達支援事業により早期療育及び保護者支援を行うことで、基本的な生活習慣の確立、社会性の育成や子育ての支援に努める。
b 家族支援	回数 20回 参加者数 450人	両親学級、親子ピクニック、父母参加週間などを行う。

ウ 子ども発達支援事業

（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター子ども発達支援係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 乳幼児発達 相談部門	相談・問合せ 件数 900件 発達相談件数 350件	発達に遅れや偏りのある就学前の子どもを対象に、乳幼児発達相談・早期療育を行う。
(イ) 外来部門	個別指導数 80回 個別相談数 200回 グループ指導数 300回 保護者支援数 10回	個別指導、個別相談、グループ指導、保護者支援を行う。
(ウ) 関係機関職 員研修等	回数 年9回 参加者数 360名	関係機関研修を通して、地域での発達支援に努める。
(エ) 保育所等へ の支援など	訪問支援数 20ヵ所 ケース会議出席数 5回 研修講師 回数 1回	保育所等への訪問事業を通して、地域での発達支援に努める。

エ 生活介護事業（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター作業生活実習訓練係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 通所訓練	在籍者数 80名 延利用者数 14,000名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体及び知的に障害のある方を対象に、通所による集団活動や社会生活の場を提供することにより、個々の地域</li> </ul>

		での生活がより充実したものとなるよう支援する。 ・医療的ケア対象者や行動障害の利用者が増える等、重度化に対応するため、職員研修等の実施による体制の整備を行う。
(イ) 医療的ケア提供状況	対象者数 8名 実施回数 1,700回	経管栄養摂取、吸引、吸入、導尿、酸素吸入、気管切開管理を行う。

オ 障害者地域生活支援事業（地域生活支援センターみ～な）

（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター地域生活支援係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 障害者地域生活支援	相談件数 2,900件 地域活動支援センター事業等 開設日数 175日 延利用人員 1,700人	相談支援事業（指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業）、地域活動支援センターI型事業（講座・講習会）を実施し、地域の障害者（児）及び家族の地域生活を総合的に支援する。

カ 機能訓練事業（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター地域生活支援係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 機能訓練	在籍者数 55名 通所訓練 延利用者数 5,000名 相談・見学等 相談件数 170件 ADL支援等 件数 200件	障害のある方に対し、「家庭」「地域」で自立し、自信を持って暮らしていけるよう地域リハビリテーションを行う。

キ 訪問支援事業（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター地域生活支援係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 訪問支援	在籍者数 6名 延利用者数 180名	自宅での課題解決に向けた相談及び支援プログラムを提供することで自立の促進、生活の質の向上等を図れるよう支援する。

ク 緊急一時入所事業（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター地域生活支援係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 緊急一時入所	判定会議 15回 登録者数 370名 利用内容	障害のある方が居宅で介護を受けることができないとき、一時的に保護を行うことにより、障害のある方やその家族

	日数	630 日	の地域生活を支援する。
	泊数	380 日	
	件数	265 件	
	利用実人員	80 名	

ケ 施設等の貸出し事業（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター管理係）  
会議室、多目的室、浴室、プール（屋外）、印刷機、車いす、図書の貸出しを行う。

事 項	目 標	概 要	
(ア) 施設等の貸出	多目的室	市内に住む、心身に障害のある方及びその家族、団体または、ボランティア及びボランティア団体を対象とし、多目的室等の貸出を行う。但し、図書は、市民全般を対象に行う。 (プール期間は、7月中旬から8月末日まで)	
	利用件数		450 件
	利用者数		5,000 名
	会議室 (1.2)		
	利用件数		600 件
	利用者数		4,400 名
	浴室		
	利用件数		500 件
	利用者数		500 名
	プール		
	利用件数		150 件
利用者数	700 名		
印刷機等			
利用件数	80 件		
利用枚数	65,000 枚		
図書			
利用者数	100 名		
利用冊数	180 冊		

コ 給食事業（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター管理係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 給食	提供日数	245 日
	実人数	150 名
	食数	16,500 食
		機能訓練事業、生活介護事業、児童発達支援事業の通所者（児）を対象に、障害状況に応じた給食を提供する。

サ 送迎循環バス運行事業（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター管理係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 送迎循環バス運行	利用人数	30,000 名
		施設利用者の交通手段の利便を図るため、送迎循環バスを運行する。

シ 全体行事（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター管理係）

事 項	目 標	概 要
(ア) 運動会	参加者数	200 名
		通所している方を対象に日頃の訓練



		事業の成果発表と交流、親睦等を目的とした運動会を開催する。
(イ) 福祉センターまつり	参加者数 1,000名	隣接する多摩職業能力開発センター府中校と共催で、福祉センターまつりを開催し地域住民に当施設の活動内容等についてPRを行う。
(ウ) 広報活動	センター新聞 年3回 3,900部 訓練室だより 機能訓練 2回 110部 作業生活 12回 1080部 児童発達 12回 396部	市民、利用者、関係機関等へ福祉センターの活動内容を広くPRするため、センター新聞「ともだち」や訓練室だよりを発行する。
(エ) 防火防災訓練	回数 年4回	火災や震災に備えて訓練等を実施する。
(オ) 歯科検診等	健診回数 3回	歯科検診・歯科予防を実施する。

(2) 障害者就労支援事業（市受託事業／府中市障害者就労支援センターみ～な）

（担当 在宅福祉部心身障害者福祉センター地域生活支援係）

障害のある方の職業生活を支える支援のほか、就労面における可能性、適正を見極め、福祉施設などから就労を希望する障害のある方の掘り起こしを行い、施設経営者、職員、家族、利用者本人に対して、一般就労に対する意識づけ、意識改革などの専門的支援を担う。また、企業に対する障害者雇用へのアプローチ、新規開拓、障害者雇用に対する不安解消、雇用後の継続的な助言・指導を行う。

事 項	目 標	概 要
ア 相談・支援等	相談・支援件数 9,000件	就労支援事業・定着支援・職場訪問・職業準備支援・職場開拓・実習支援・復職支援・離職支援・生活相談・将来設計社会生活支援等
イ 就労支援登録者	登録者数 260名	
ウ 登録者等の支援	就労支援 職業支援件数 1,870件 就職準備支援件数 415件 職場開拓件数 280件 職場実習支援件数 110件 定着支援件数 1,440件 離職支援件数 25件 生活支援	就労面の支援 ・職業相談、就職準備支援、職場開拓、現場実習支援、職場定着支援、離職時の調整及び離職後の支援を行う。  生活面の支援

	日常生活支援件数 630 件 不安や悩みの解消 件数 680 件 豊かな社会生活を築くため の支援件数 760 件 将来設計・自己決定の支援 件数 85 件	・日常生活支援、安心して職業生活を続けるための支援、豊かな社会生活を築くための支援、将来設計及び自己決定支援を行う。
エ 余暇支援・講座等の開催	日数 165 日 延人数 1,010 名	
オ 地域開拓促進	事業所訪問件数 10 件 情報提供件数 140 件	

### 3 しみずがおか高齢者在宅サービスセンター管理運営事業

府中市立しみずがおか高齢者在宅サービスセンター指定管理事業（施設管理業務・通所介護事業等）、府中ケアサポートセンターしみずがおか事業（訪問介護事業・居宅介護支援事業・居宅介護事業等）、府中市地域包括支援センターしみずがおか事業（包括的支援等事業・介護予防コーディネート事業等）を行う。

#### <重点目標>

- 1 質の高いサービスの提供と自立支援に取り組む。
- 2 専門的な人材の育成と確保に努める。
- 3 法令の理解と遵守に努める。
- 4 施設の安定的な維持・管理に努める。
- 5 更なる地域連携と地域福祉の拠点づくりを行う。

#### (1) 指定管理事業

##### ア 管理運営事業（担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター）

事 項	目 標	概 要
(ア) 管理運営	防火防災委員会 回数 12 回 訓練回数 4 回	・施設管理担当を配置し、施設管理委託事業者と定期的な会議を持ち、連携強化を図ることで施設内の安全確保と保守管理に努める。
	定期モニタリング 回数 1 回	
	事業場衛生委員会 回数 12 回	・施設利用者の安全確保等を実施するため、防火防災委員会の指導による訓練等を行う。
	しみずがおかだより編集 会議 回数 4 回	・府中市による指定管理者としての定期モニタリングによる評価を受ける。
	夕涼み会 回数 1 回	・職員の健康管理や働きやすい職場づくりのために事業場衛生委員会を実施する。
	施設管理調整会議	・競馬場の花火大会に合わせて夕涼み会

	回数	12回	を開催し、地域住民に施設を開放し、地域の方々と交流を図る。
--	----	-----	-------------------------------

イ 通所介護事業等

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンターしみずがおかサービスセンター)

事 項	目 標	概 要
(ア) 通所介護事業	延利用者数 12,500名 入浴者数 4,000名	要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び介護予防・心身機能の維持改善並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
(イ) 介護予防通所介護事業	(延利用者数 1,600名) ※総合支援事業の方向性による。	

ウ 認知症対応型通所介護事業等 (通称 ほのぼの)

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンターしみずがおかサービスセンター)

事 項	目 標	概 要
(ア) 認知症対応型通所介護	延利用者数 1,300名 入浴者数 500名	認知症等により要介護等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び介護予防・心身機能の維持改善並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
(イ) 介護予防認知症対応型通所介護		
(ウ) 運営推進会議の開催	回数 2回	27年度制度改定で28年度からの設置(概ね6カ月に1回以上開催)が義務づけられた運営推進会議を開催する。

(2) 訪問介護事業等 (法人独自事業)

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター府中ケアサポートセンターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
ア 訪問介護	延利用者数 760名	訪問介護員 (ホームヘルパー) 等は、

イ 予防訪問介護	派遣件数	8,300 件	要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
	利用者数	230 名	
	派遣件数	1,500 件	

(3) 居宅介護支援事業 (法人独自事業)

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター府中ケアサポートセンターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
ア 居宅介護支援	居宅介護 (予防) 支援 ケアプラン作成 介護給付数 2,700 名 予防給付数 260 名	介護認定を受けた要介護 (要支援) 高齢者を対象に、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限り、その居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行う。

(4) さわやかサービス事業 (法人独自事業)

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター府中ケアサポートセンターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
ア さわやかサービス	高齢者 利用者数 80 名 派遣回数 300 回  障害者 利用者数 15 名 派遣回数 40 回	介護保険法で定める訪問介護及び障害者総合支援法の障害福祉サービス事業において、利用者が可能な限り在宅でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、介護保険法で定める訪問介護サービスの適用外サービス及び不足となるサービス等、生活全般にわたる援助を行う。

(5) 居宅介護事業等 (法人独自事業)

ア 障害者等居宅介護事業

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター府中ケアサポートセンターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
(ア) 障害者等居宅介護	利用者数 340 名 派遣回数 3,600 回	利用者の心身その他の状況及びその置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、次の援助を行う。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体介護及び家事援助等</li> <li>・居宅介護計画の作成及び変更</li> <li>・府中市が行うあつ旋、調整及び要請への協力</li> <li>・自立支援給付支給の申請等に関する援助</li> <li>・福祉サービス等の利用、申請その他生活に関する相談及び助言</li> <li>・指定居宅支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービス事業者等との連携</li> </ul>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 同行援護事業

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター府中ケアサポートセンターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
(ア) 同行援護	延利用者数 40 名 派遣回数 470 回	指定同行援護事業の支給決定を受けた視覚障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ、外出時における移動の介護の援助（ガイドヘルプサービス）を行う。

ウ 地域生活支援「移動支援」事業

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター府中ケアサポートセンターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
(ア) 地域生活支援「移動支援」	延利用者数 150 名 派遣回数 1,000 回	府中市地域生活支援「移動支援」事業対象利用者からの派遣依頼書によって、登録ヘルパー（ガイドヘルプサービス）を適切に派遣し、対象となる障害者の自立と社会参加の推進に寄与する等の援護を行う。

(6) 介護予防支援事業（法人独自事業）

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター地域包括支援センターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
(ア) 介護予防支援	延利用者数 1,600 名	介護認定を受けた要支援高齢者を対象に、介護予防支援計画の作成、サービス事業者とのサービスの提供調整及び給付管理等を行う。

(7) 地域包括支援センターしみずがおか（市受託事業）

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

担当地区 原則として府中市八幡町・押立町・清水が丘・白糸台（4・5・6丁目）

ア 府中市地域包括支援センターしみずがおか業務運営

(ア) 総合相談・支援業務

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター地域包括支援センターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
a 総合相談・支援業務	訪問・相談・電話等 相談件数 4,600 件 見守りネットワーク 相談件数 400 件 出張相談会 回数 10 回	要援護高齢者等及びその家族等からの各種相談に対し、電話、面接及び訪問等により指導、助言を行う。

(イ) 権利擁護業務

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター地域包括支援センターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
a 権利擁護	緊急対応件数 12 件 虐待対応件数 36 件 成年後見制度支援 件数 36 件 高齢者虐待対応情報交換会 回数 12 回	高齢者虐待の防止、消費者被害の防止、成年後見制度支援について、関係機関との連携・調整し、高齢者の権利が侵害されることのないように努める。

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター地域包括支援センターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
a 包括的・継続的ケアマネジメント	担当地区ケア会議 回数 12 回 東部地区合同事例検討会 回数 2 回 事例勉強会 回数 2 回	介護支援専門員の支援及び担当地区ケア会議等を開催し、要援護高齢者等への適切なサービス提供と介護予防・生活支援のケアシステムづくりを行う。

(エ) 介護予防ケアマネジメント業務

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター地域包括支援センターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
a 介護予防ケア マネジメント	指定介護予防支援事業 ※ 再掲 (6) (ア) 介護予防教室調整 回数 70 回 地域デイサービス利用者ア セスメント 件数 60 件	高齢者が介護の状態への移行又は重 度化を防止し、地域の中で安心して自立 生活が継続できるよう、介護予防プラン の支援、介護予防教室等の調整、地域デ イサービス事業のアセスメント等を行 う。

(オ) 地域包括支援ネットワークの構築

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター地域包括支援セ  
ンターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
a 地域支援ネッ トワーク	地域支援連絡会 回数 6 回 地域支援ネットワーク関係 者連絡会 回数 12 回 「ささえ隊」養成講座 回数 4 回 講師依頼対応 件数 12 件 地域団体の会議等出席 回数 36 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者地域支援連絡会を開催し、地域 の問題や課題の把握、その対策の検討 協議、情報交換等を行う。</li> <li>・府中市認知症サポーター「ささえ隊」 養成講座を行う。</li> <li>・高齢者見守りネットワークの普及啓 発、地域における自助・互助活動に関 する啓発及び支援を行う。</li> </ul>
b 家族介護者教 室等の開催	回数 4 回	家族介護者同士の交流、情報交換、家 族介護者を取り巻く課題の把握等を行 う。
c 災害時要援護 者支援	熱中症予防見守り活動 件数 9 件 医療情報キットの申請支援 等 件数 5 件	災害時要援護者名簿及び災害救急時医 療情報キットの申請支援、自治会や民生 委員が行う災害時要援護者事業のサポー トを行う。

(カ) その他の業務

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター地域包括支援セ  
ンターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
a 介護保険申 請代行	介護保険申請代行等 件数 300 件	介護保険の申請代行及び介護保険サー ビスの利用に関する相談や情報提供を行 う。
b 福祉保健サ	住宅改修申請代行	高齢者向け住宅改修、徘徊高齢者探索

サービス事業の利用調整	介護保険件数 30件 自立支援給付件数 10件 緊急通報システム・安全システム事業 申請代行件数 10件 緊急時見守り事業 申請代行件数 10件 認知症緊急ショートステイ事業調整件数 5件 訪問食事サービスモニタリング件数 8件	サービス事業、緊急通報システム・安全システム事業、高齢者ホームヘルパー派遣、生活援助サービス、認知症緊急ショートステイ事業、訪問食事サービスに関する利用調整を行う。
c 福祉用具利用相談	相談件数 10件	福祉用具利用対象者の心身の状況を踏まえた福祉用具の紹介、選定、使用方法に関する相談及び助言を行う。

イ 介護予防コーディネート事業

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター地域包括支援センターしみずがおか)

事項	目標	概要
(ア) 介護予防講座	回数 100回 参加者数 延 1,800名	介護予防に関心のある市民を対象に、介護予防の知識獲得のための講座と体操等の運動を組み合わせた教室を開催する。
(イ) 教室説明会	回数 10回 参加者数 100名	心と体の健康チェック(元気一番!介護予防健診)の結果、二次予防事業の対象者かつ介護予防推進事業の教室内容の体験を希望される方に、介護予防推進事業の担当者と連携して教室説明会を開催する。
(ウ) 介護予防事業周知活動	訪問活動数 10件 面接活動数 5件 電話活動数 50件	市で把握する二次予防事業対象者に対して、心と体の健康チェックの結果説明と市の介護予防事業の体系や各種サービスを説明し、介護予防事業の利用を促す。
(エ) 介護予防コーディネーター連絡会議等への	回数 50回	介護予防コーディネーター連絡会議、介護予防イベント打合せ等に参加する。



参加		
(オ) 介護予防自主グループ支援	育成活動回数 84件 自主グループ立ち上げ支援回数 1件	介護予防推進事業修了者等の介護予防に関する活動を継続することを目的とした自主グループの活動支援及び自主グループの立ち上げ支援及び育成に関する活動を行う。
(カ) 介護予防イベント	企画・実施回数 20回 参加者数 延 1,000名 参加・支援回数 30回 参加者数 延 3,600名	介護予防の普及啓発を目的に、市が指定したイベントにおいて展示や体力測定等を通じ市の介護予防サービス等を周知し、参加者に対し必要に応じた介護予防事業を案内する。
(キ) 元気一番！！ふちゅう体操普及啓発	回数 10回 参加者数 延 1,000名	介護予防の普及啓発を目的としイベント等で元気一番！！ふちゅう体操を周知する。

ウ 府中市介護保険要介護認定調査

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター地域包括支援センターしみずがおか)

事項	目標	概要
(ア) 要介護認定調査	件数 600件	府中市より依頼された対象者に対し、要介護認定調査を行う。

エ 府中市高齢者住宅管理業務

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター地域包括支援センターしみずがおか)

事項	目標	概要
(ア) 高齢者住宅管理	管理住宅 (2か所) 八幡町やすらぎ 7戸 押立町やすらぎ 9戸 管理体制 管理業務説明会 回数 各 2回 緊急通報システム等点検 回数 各 2回 管理人連絡会 回数 各 2回	府中市高齢者住宅の入居者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、安否の確認や緊急時の対応、建物管理等により在宅生活を支援する。 対象住宅 府中市高齢者住宅八幡町やすらぎ 府中市高齢者住宅押立町やすらぎ

オ 地域支援事業

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター地域包括支援センター)

ーしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
(ア) サロン等の活動支援	住民主体活動の支援 回数 10回 夕涼み会 ※再掲 (1) ア (ア)	住民相互が地域で支援するための活動を支援する。

(8) その他市受託事業

ア 介護予防推進事業

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンター地域包括支援センターしみずがおか)

事 項	目 標	概 要
(ア) 介護予防推進	専門教室 教室数 18教室 参加者数 3,000名 フォロー教室 回数 6回 参加者数 50名 教室説明会 回数 4回 参加者数 30名 講座講師 回数 20回 参加者数 150名 普及電話活動 人数 60名	65歳以上の介護認定を受けていない市民を対象とする介護予防健診の結果、介護予防専門教室の参加が必要であると判断された方を対象に、元気アップ教室・健口アップ教室・脳力アップ教室・メンズ体操教室・レディース体操教室を行う。

イ 地域デイサービス事業 (ほっとサロン)

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンターしみずがおかサービスセンター)

事 項	目 標	概 要
(ア) 地域デイサービス	実施カ所 6カ所 参加者数 1,000名	介護保険サービスを利用していない高齢者が、週1回集まり、体操や茶話会を通して交流し、ほっとできる場づくりを支援する。

(9) その他の社会福祉事業 (法人独自事業)

ア 介護福祉士国家試験対策勉強会

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンターしみずがおかサービスセンター)

事 項	目 標	概 要
(ア) 国家試験対策勉強会	回数 18回 参加者数 360名	社会福祉士会等福祉団体の協力の基に、当協議会の地域福祉活動部門が行う福祉人材育成事業と連携して勉強会を行う。

イ ボランティア入門講座の実施

(担当 在宅福祉部しみずがおか高齢者在宅サービスセンターしみずがおかサービスセンター)

事 項	目 標	概 要
(ア) 入門講座の実施	回数 全 3回 参加者数 10名	しみずがおかサービスセンターの通所介護事業等地域のボランティアの養成及び支援を行うため、ボランティアセンターと連携して入門講座を行う。

4 は～もにい運営事業

(1) は～もにい運営事業 (担当 地域活動推進課は～もにい)

障害のある方の社会参加と自立を助長するため、市民との交流の場及び就業の場として事業を推進するとともに、市内福祉施設等の作品販売を通じ、社会参加の促進及び障害者福祉の啓発を図る。

ア 喫茶コーナーの運営

事 項	目 標	概 要
(ア) 喫茶コーナー	利用客数 18,000名 ・20周年行事を検討する。	軽飲食等の販売を通して、障害がある方の社会参加と自立のための支援を行う。

イ 販売コーナーの運営

事 項	目 標	概 要
(ア) 販売コーナー	利用客数 4,500名 ・展示方法を工夫し、利用者増を目指す。	市内福祉施設等の自主製品の販売とPRを実施する。

(2) 府中市障害者就労支援施設就労訓練事業 (市受託事業)

事 項	目 標	概 要
ア 就労訓練	利用者数 17名 ・就労に必要な支援を提供する。	障害のある方に就労に必要なマナー、接客能力、基礎体力等を取得するための就労訓練を行う。
イ 施設管理業務	管理施設 1施設	障害者就労支援施設「御休み処」の施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。

5 応急小口資金貸付事業

(1) 応急小口資金貸付事業 (担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
ア 応急小口資金	P17の生活福祉資金と同様	低所得者世帯の不時の僅少な出費等によって通常生活に困窮し、必要な資金を他から借り入れることが困難な世帯主に資金の貸付を行う。

(2) 短期貸付事業 (担当 地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係)

事 項	目 標	概 要
ア 短期貸付	P17の生活福祉資金と同様	生活保護法による被生活保護世帯で、保護開始後の最初の生活保護費を支給されるまでの世帯主に、福祉事務所長の要請により資金の貸付を行う。

6 歳末たすけあい運動事業

(1) 歳末たすけあい運動 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
ア 歳末たすけあい	目標額 693万円 ・福祉協力員制度が廃止されたため、募集方法について検討する。	市民や自治会、各種団体等の協力による歳末たすけあい運動を実施し、当協議会を通じた地域福祉事業に充当する。

II 公益事業

1 ふれあい会館管理運営事業受託事業

(1) 指定管理事業 (担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
ア 会議室等施設の貸出し	利用回数 2,200回 利用人数 43,000名 会議室稼働率 65% ・公共施設マネジメントの方向性を注視し、主管課と協議していく。	市民及び市内の各種団体が実施する自主的な福祉活動の場を提供することにより、市民の福祉増進が図られるよう会議室等施設の貸出しを行う。
イ 施設管理業務		会館の施設、設備及び物品の保守並びに維持管理に関する業務を行う。

(2) 府中市立ふれあい会館施設使用料收受事務 (市受託事業)

(担当 地域福祉部総務課総務係)

事 項	目 標	概 要
ア 使用料收受事務	会議室使用料 回数 400回 金額 390,000円	府中市立ふれあい会館会議室及び器具の使用料收受事務を行う。

	器具使用料	
	回数	80回
	金額	40,000円

### III 収益事業

#### 1 販売事業（担当 地域福祉部総務課総務係）

事 項	目 標	概 要
(1) 販売事業	自動販売機 設置数 70カ所 売上額 12,000,000円 売店の出店 店舗数 1カ所 売上額 400,000円 ・行政財産にかかわらない部分での設置を検討する。 ・広報等により設置場所募集のPRに努める。	清涼飲料水自動販売機等による販売事業を行う。

### IV その他の事業

#### 1 その他の事業

##### (1) 赤い羽根共同募金（担当 地域福祉部総務課総務係）

事 項	目 標	概 要
ア 赤い羽根共同募金	目標額 592万円 ・市内施設に募集の仕組みを説明し、協力を促す。	赤い羽根共同募金運動を実施し、市内福祉施設等の事業費や小地域福祉活動費等に配分する。

##### (2) その他、地域福祉活動推進に必要な事業を実施する。

事 項	目 標	概 要
ア 避難者交流		東日本大震災により多摩地区に避難されている方々を対象に、北多摩南ブロック社協主催による「避難者交流会」を開催する。

